

## 第2三谷事業所場内整備工事(植栽工)特記仕様書

### 第1章 総則

(適用)

第1条 本特記仕様書は、第2三谷事業所場内整備工事(植栽工)(以下「本工事」という。)に適用する。

(関係仕様書)

第2条 本工事は、本特記仕様書に基づき実施するものとする。

(疑義)

第3条 本工事を遂行する上で疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

### 第2章 工事概要

(工事の目的)

第4条 第2三谷事業所は、平成29年度に残土の受け入れを完了し、平成30年度から場内の整備工事(舗装工事等)を行っている。事業完了後は、残置森林等の維持管理計画書に基づき、残土処分地の平地に植栽(樹種はヒノキ)を行うこととしており、本工事は、その植栽を行うものである。鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課林政担当との協議において、今回実施する「造成森林」の扱いについては、今後の協議により変更する可能性があるが、樹高1.0m、3,000本/1haで計画している。

(工事内容)

第5条 工事内容は次の事項による。

#### (1) 植穴掘付、植付

- ・植穴については、径及び深さをそれぞれ30cm程度に掘り耕耘し、石礫等の有害物を除去しなければならない。ただし、地形、土質条件により所定の植穴が掘れない場合は、監督員と協議しなければならない。
- ・植付については、やや深めに、根を自然状態のまま拵げて植穴中央に立て、苗木をゆり動かしながら手で覆土し、苗木を少し引き上げ加減にして周囲を踏み固め、そのあとがくぼみにならないよう幾分高めに覆土を行うものとする。なお、深植、浅植にならないようにしなければならない。
- ・日光の直射が強い日及び強風の際は、なるべく植付を避けるものとし、やむを得ず実施する場合は、苗木、植穴、覆土等の乾燥に十分注意しなければならない。
- ・気象条件により乾燥が続き、植付後の活着が危ぶまれるときは作業を中止し、監督員に報

告しなければならない。

- ・植付の実施期間については、監督員と協議し、適期に施工しなければならない。ただし、気象条件等により適期の施工が困難になった時は、すみやかに監督員に報告し、指示を受けなければならない。

(2) 施肥

- ・肥料については、平成22年度に植栽を実施した三谷事業所植栽工事を準拠し、パーク堆肥を使用することとしている。
- ・パーク堆肥の施肥量は、ヒノキ1,000本あたり50kgを施肥することとする。現場条件等により、施肥量を変更する必要がある場合は、すみやかに監督員に協議することとする。
- ・肥料を直射日光、雨水等にさらさないように覆いをして保管しなければならない。

(3) 灌水

- ・灌水面積については、1本あたり0.5m×0.5mとする。

(4) その他

- ・受注者は、枯損木の修補については、工事完了後1年以内に監督員が実施する枯損調査に立会し、協力するものとする。
- ・枯損調査の結果、工事請負契約書第44条に基づき、修補が必要となった場合は、修補期限、修補内容について監督員と協議して定めなければならない。
- ・工事請負契約書第44条に基づき、修補を行った場合には、修補が完了後、監督員に写真、伝票等を整備して提出し、現地の確認を受けなければならない。

(受注者発議用)

## 工事に関する承諾・協議書

工事名		位置				
受注者						
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日					
受注額	円					
承諾協議事項						
上記のとおり（承諾願います。・協議します。）		現場代理人	主任技術者			
令和 年 月 日						
回答理由						
概算増減額	約 千円 増・減					
上記のとおり（承諾・指示）してよろしいか伺います。						
令和 年 月 日						
鳥取県土	所長	副所長	課長	課長補佐	合議	監督員
センター	代表理事	事務局長	課長	参事	合議	
上記のとおり（承諾・再協議）します。					監督員	
令和 年 月 日						
（上記のとおり承諾・別添のとおり再協議）します。			現場代理人	主任技術者		
令和 年 月 日						

法令等による規制状況調査

工事名	第23谷事業所場内整備工事(植栽工)		工事場所	鳥取市河原町三谷				
法令等	関係条文(必要手続き等)	手続の 要否	申請先	申請等年月日	許可等年月日	許可等期間	許可書等 写し添付	備考
道路法	<input type="checkbox"/> 24条(道路管理者以外の者の 行う工事の承認申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 32条(道路の占用の許可申 請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 95条の2(公安委員会との調 整)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
河川法	<input type="checkbox"/> 20条(河川管理者以外の者の 行う工事の承認申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 24条(河川の占用の許可申 請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 26条(工作物の新築等の許可 申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 27条(土地の掘削等の許可申 請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
鳥取県砂防指定 地等管理条例	<input type="checkbox"/> 18条1項(砂防指定地内にお ける行為、占用の協議)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
地すべり等防止 法	<input type="checkbox"/> 18条(地すべり防止区域にお ける行為の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
急傾斜地の崩壊 による災害防止 に関する法律	<input type="checkbox"/> 7条4項(急傾斜地崩壊危険区 域内における行為の協議)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
農地法	<input type="checkbox"/> 4条1項(転用の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
森林法	<input type="checkbox"/> 27条(保安林の指定解除申 請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 34条(保安林における立木伐 採の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
鳥取県海面漁業 調整規則	<input type="checkbox"/> 50条(漁場内の岩礁破碎等の 許可)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
文化財保護法	<input type="checkbox"/> 94条(埋蔵文化財包蔵地の発 掘の通知)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 125条1項(史跡名勝天然記念 物の現状変更等の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
自然公園法	<input type="checkbox"/> 20条3項(特別地域における行 為の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 21条3項(特別保護地区にお ける行為の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 33条1項(普通地域における行 為の届出)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
鳥取県立自然公 園条例	<input type="checkbox"/> 11条3項(特別地域における行 為の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 13条1項(普通地域における行 為の届出)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
自然環境保全法	<input type="checkbox"/> 25条4項(特別地区における行 為の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 27条3項(海域特別地区にお ける行為の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 28条1項(普通地区における行 為の届出)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
鳥取県自然環境 保全条例	<input type="checkbox"/> 16条4項(特別地区における行 為の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 18条1項(普通地区における行 為の届出)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
採石法	<input type="checkbox"/> 42条の2(国等に対する適用)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
砂利採取法	<input type="checkbox"/> 43条(国等に対する適用)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
土壌汚染対策法	<input type="checkbox"/> 4条1項(土壌汚染のおそれが ある土地の形質変更の届出)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
景観法	<input type="checkbox"/> 16条5項(景観計画区域内に おける行為着手前の通知)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
都市計画法	<input type="checkbox"/> 34条の2(開発行為の協議)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
水路業務法	<input type="checkbox"/> 6条(海上保安庁以外の者が 実施する水路測量)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 19条1項(水路関係事項の通 報)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
漁業対策協議会 規約	<input type="checkbox"/> (事業調整会議等での協議)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
その他	建設リサイクル法	要(否)					<input type="checkbox"/>	

注) 1 許可(承認)書の写しを添付すること。

2 手続の要否について確認した方法を備考欄に記載すること。例)管内図で確認、所管課に事前協議、対象規模要件外 など